

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

将来を担う子ども・若者は社会の希望であり、未来をつくる存在です。子ども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや若者、子育て当事者の幸せにつながりますが、地域社会にとっては重要な課題となります。

近年、経済的な問題や家族関係の問題などで、子ども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活を送ることができるようになります。

子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるむらを目指すため、次の基本理念を掲げます。

子ども・若者が安心して、楽しく、豊かに暮らせる村

なお、子ども大綱では、子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国における子ども施策の基本的な方針としています。本計画においても、子ども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるむらづくり

子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本目標2 子どもが成長できるむらづくり

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志をもち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本目標3 若者が自立できるむらづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるむらづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

基本目標5 子育て当事者が子どもに向き合えるむらづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">こども・若者が安心して、楽しく、豊かに暮らせる村</p>	<p>基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるむらづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
	<p>基本目標2 こどもが成長できるむらづくり (学童期・思春期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもが安心して過ごし学がことのできる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
	<p>基本目標3 若者が自立できるむらづくり (青年期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 未来へ踏み出す若者応援 2 出会いや結婚への支援
	<p>基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるむらづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	<p>基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるむらづくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての推進

第5章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを生き育てることができるむらづくり

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが必要です。

1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後までこどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組めます。また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図り、母子の健康管理を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のあるこどもの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

(3) 産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられない等の家庭については、一定期間の宿泊等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

(4) 小児医療体制の情報提供

小児医療体制の確保や切れ目のない支援に向けて連携強化を図るとともに、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

(5) 食育の推進

保育所等、学校における教育の場において、給食等に地元産の食材を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用し、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、食に関する知識や生きる力を育みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出のあった妊婦について、妊婦と出生児の一貫した健康記録を記載する母子健康手帳を交付します。	子育て支援課
妊婦への保健指導・栄養指導	母子健康手帳交付時等に、妊娠中の保健及び栄養に関する指導を保健師及び栄養士が実施します。	
乳幼児健診	こどもの成長や運動発達の状況、病気や異常の有無等を確認すると共に、児及び保護者との面談を実施します。	
妊婦歯科健診無料受診券の配布	妊娠中、つわりやホルモンの影響でむし歯や歯周病が進みやすくなり、歯周病は早産の一因となることなどから、妊婦の口と歯の健康のために無料受診券を妊娠届出時に配布します。	
むし歯予防事業（フッ素塗布事業）	1歳から就学前までの幼児に対し、むし歯予防のためのフッ素塗布が無料で受けられる受診券(上限12回)を保護者の希望に応じて交付します。	保育所
おやつクッキング教室とエプロンシアターによる食育講話	食育の一環として、外部より講師を招いてクッキング教室や食育講話を行います。(コロナ感染症の影響により令和2年から未実施。)	
在宅当番医制事業	休日に怪我や病気をした方の治療を行うため、阿蘇郡市医師会の医療機関を当番制で開院します。	健康推進課
病院群輪番制病院運営事業	休日の夜間及び休日の昼夜間の救急医療に対応するため、阿蘇郡市内の5病院で実施します。	

2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(1) 生きる力を育む幼児教育・保育の推進

こどもの主体的な活動を大切に、指針等に基づく教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、適切な指導監査などによる質の向上を図るとともに、小学校、家庭や地域との連携を深め円滑な接続によるこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を支援するとともに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施について検討を進めます。

(3) こども・子育てを支える人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや新規卒業者の確保、就業中である保育士等への負担軽減や、処遇改善、職員配置基準の改善による就業継続の支援を図るとともに、中高生等に対して保育士の魅力を発信するなど次世代の人材の育成に努めます。

(4) こどもが健やかに育つ環境づくり

乳幼児と保護者が絵本を通して心触れ合うひとときを持つきっかけを作ったり、スキンシップを介したコミュニケーションを通して、親と子の心がふれあう活動を推進します。また、保護者への各種相談や教室等を通じてこどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

(5) 教育・保育環境等の整備

こども・子育て支援事業債^{*}をはじめとする様々な交付金の活用を視野に入れながら、施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ブックスタート	絵本を通じた親子の絆づくり等のため、7か月児健診時に絵本のプレゼントと読み聞かせを実施します。	子育て支援課
延長保育事業	保護者の就労状況により通常の保育時間を超える保育が必要な場合(保育短時間認定については8時間を超えた部分、保育標準時間については11時間を超えた部分)、保育施設での保育時間を延長して預かりを行います。	
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、地域の実情に応じた活用を考慮しながら、一時的な預かりを通じた必要な保育を行います。	
こども家庭センター事業	保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう必要な情報提供を行います。	子育て支援課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をつくることで、こどもの成長を促します。	

3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、家庭の状況に応じた相談窓口が選択できるよう、窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

(1) こども家庭センターの機能強化

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への適切な支援メニューの充実を図りながら、地域のネットワークと一体となって継続的に支援し、妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、産後から子育て期を通じた切れ目のない母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業等の充実

子育て支援センター「わくわくひろば」で実施している地域子育て支援拠点や保育所の各種行事・園庭開放等により、地域の身近な場所で乳幼児と保護者同士の交流や子育ての場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図ります。

(3) 子育て支援情報の発信

村ホームページによる子育てカレンダーの公開を継続するとともに、電子母子手帳アプリの導入を図り、子育て支援情報の発信の充実に努めます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 こども家庭センター事業	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健及び児童福祉の両機能が、一体的に相談支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、地域子育て支援センターにおいて、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、地域の子育て支援を行います。	
子育て支援情報の提供	村広報紙及び村ホームページなどの活用を図り、子育て支援情報を提供します。	
ファミリー・サポート・センター事業	育児や家事の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が会員となって、子育ての相互援助活動を行う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。	
電子母子手帳アプリの導入	電子母子手帳アプリを導入することにより、成長記録等を共有し子育て世帯が抱える孤独や不安を解消します。	

基本目標2 こどもが成長できるむらづくり

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが重要です。

1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

こどもたちが、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、力強く生きることができるよう、技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、すべてのこどもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

(1) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

(2) 安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

(3) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT*環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

(4) 全てのこどもの学びの保障

国や県と連携し、経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援を行います。

また、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※等による学習環境の維持確立に努めます。

(5) いじめや不登校の子どもへの支援

いじめや不登校等の支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県立教育センターによる教育相談支援体制を整えます。保護者や学校、関係機関と連携して学習支援や生活支援を行うとともに、学校以外の居場所の充実を図りながら、自発性や社会性、社会への適応力を育みます。

(6) 障がいや多様な教育的ニーズへの対応

小・中学校各段階に応じて、全ての児童生徒が、一人一人の可能性や持てる力を最大限に伸ばせる最適な場で豊かに学びあうインクルーシブ教育を熊本県と連携して推進します。

(7) スポーツ・文化芸術環境の整備

将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

(8) 体育の授業の充実・こどもの体力向上

体育の授業の充実を図るとともに、学校やこどもの体力の向上のための取組を推進します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
中学校におけるスクールカウンセラー配置	南阿蘇中学校に、非常勤のスクールカウンセラー2名の派遣を熊本県から受けており、児童、生徒、保護者へのカウンセリング、教職員に対する助言などを行っています。令和7年度以降は阿蘇教育事務所配置のスクールカウンセラーを活用し、引き続き対応します。	教育委員会
家庭教育講座	保護者の子育てに対する悩みや不安の解消のために「親の学び」プログラムとして熊本県から学校や保育園といった団体に対してトレーナーの派遣を行っています。	

南阿蘇村学習支援員	南阿蘇村学校支援員を各校に配置しています。学級担任及び教科担任等教科担任等の補助として授業に入り、個に応じた学習・生活のサポート等を行っています。今後も継続して実施し、授業・指導等の充実を図ります。	教育委員会
放課後子ども教室	小学1、2年生を対象に、放課後の空き教室を利用し、こどもが安心して活動できる場の確保を図り、地域の方の参画を得て、こどもたちに季節ごとの制作や昔あそびなど、多様な活動を行います。	
小学校親睦スポーツ大会	村内の小学6年生を対象に、中学校入学前の生徒同士の交流と親睦を深める場として、親睦スポーツ大会を実施しています。テーパーボールやモルックなどのニュースポーツを主に行っており、好評であるため今後も引き続き継続していきます。	

2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進めます。

（1）こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

（2）放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての児童に様々な交流、体験等の機会を提供する放課後子供教室の設置促進や放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 放課後子ども教室	小学1、2年生を対象に、放課後の空き教室を利用し、こどもが安心して活動できる場の確保を図り、地域の方の参画を得て、こどもたちに季節ごとの制作や昔あそびなど、多様な活動を行います。	教育委員会
子ども会	村及び各行政区の単位子ども会がこどもたちに対する体験事業を実施しています。村の子ども会としては姉妹都市連携をしている新上五島町との育成キャンプや村子ども会大会を開催しこどもたちが普段できない体験活動を行っており、令和4年度からは熊本県立高森高等学校と連携しています。	
放課後児童健全育成事業	労働などにより保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の余裕教室などを利用して放課後児童クラブを設置し、授業終了後にこどもを預かります。	子育て支援課

3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業[※]の周知を図ります。

こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるように、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

(1) 小児医療体制の情報提供

広報紙による休日当番医の周知を継続するとともに、熊本県子ども医療電話相談事業の周知を図り、夜間・休日のこどもの急病等に関して、保護者の不安を解消し、適切な受診を促進します。

(2) 心身の健康等についての情報提供

小中学校において、こどもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導を実施します。

性や妊娠の悩みに対応する知識や相談窓口について情報提供している、若者向けの相談支援サイト「スマート保健相談室[※]」の周知を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
【再掲】 在宅当番医制事業	休日に怪我や病気をした方の治療を行うため、阿蘇郡市医師会の医療機関を当番制で開院します。	健康推進課
【再掲】 病院群輪番制病院運営事業	休日の夜間及び休日の昼夜間の救急医療に対応するため、阿蘇郡市内の5病院で実施します。	
子どもの生活習慣病予防健診事業	将来健康な子育て世代を増やすことを目的に、小学6年生の希望者に対して健康診査（身体測定・血液検査・尿検査等）を実施します。 その後保護者及び子どもへ健診結果の見方や糖尿病に関する説明を行うと共に、特に注意すべき数値等があった対象者には個別に保健指導等を行います。	子育て支援課
AEDの設置	万が一に備え、自動体外式除細動器（AED）を保育園、小中学校などの公共施設に設置します。	子育て支援課 教育委員会 健康推進課
学校訪問における体育科の授業に関する指導・助言	村内の公立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行っています。併せて、小学校の体育科や中学校の保健体育科の教科等、指導力の向上に向け指導・助言します。	教育委員会
ネットトラブル対策講座	学校からの依頼に応じ、ネットトラブル対策講座を実施します。	
薬物乱用防止教室	学校の依頼に応じ、薬物乱用防止教室を実施します。	
学校保健の充実	子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、教育活動全体において組織的に健康教育を推進します。	

4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育※を推進します。

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

(1) 学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。

(2) 学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導を実施します。

(3) 学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うと共に、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導を実施します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
学校訪問における主権者教育に関する指導・助言	村内の公立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導・助言等の支援を行い、この中で、児童生徒が、良識ある主権者としての意識を高められるよう、社会科の授業において話し合いを通してより良い集団や社会づくりについて考え、判断する授業づくりに努めるよう指導・助言します。	教育委員会
学校における主権者教育の推進	社会科での学習を通して主権者としての意識や知識を身に付け、特別の教科道徳で民主社会の一員としての価値観や行動規範を学びます。また、総合的な学習の時間、特別活動での学級活動や生徒会活動において問題解決に向けて主体的に行動する力を養う教育を進めます。	
学校におけるライフデザインに関する教育の推進	生涯を見通した生活設計のために、発達段階に応じて、教科横断的な学習活動を通じた学習やキャリア教育におけるキャリアパスポート※の活用を進め、こどもたちが自立した生活者として生きていくために必要な力を育む教育を進めます。	
学校における労働に関する教育の推進	小学校では、一日見学旅行での工場見学や地域学習でのゲストティーチャーとの出会いを通して仕事の種類や働くことの喜びを体験します。中学校では、校内ハローワークや職場体験学習を通して働くことを身近に感じ、働くことを理解する教育を進めます。	
こども議会の開催	中学校の生徒会執行部を中心に、村の課題や未来、環境についての課題意識を高めるとともに、村の政治について学び、将来の村民として積極的によりよい村づくりに参加する意識を高める活動を進めます。	